

学校法人昌賢学園  
群馬医療福祉大学  
機関別評価結果

令和7年3月14日  
一般財団法人大学・短期大学基準協会

## 群馬医療福祉大学の概要

設置者	学校法人 昌賢学園
理事長	鈴木 利定
学 長	鈴木 利定
A L O	森田 隆夫
開設年月日	平成 14 年 4 月 1 日
所在地	群馬県前橋市川曲町 191-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学部及び収容定員（募集停止を除く）

学部	学科	収容定員
社会福祉学部	社会福祉学科	440
看護学部	看護学科	320
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	280
医療技術学部	医療技術学科	320
	合計	1,360

### 大学院及び収容定員（募集停止を除く）

研究科	専攻	課程	収容定員
社会福祉学研究科	社会福祉経営専攻	修士課程	20
		合計	20

### 通信教育及び収容定員（募集停止を除く）

学部	学科	収容定員
なし		

### 通信教育大学院及び収容定員（募集停止を除く）

研究科	専攻	課程	収容定員
なし			

## 機関別評価結果

群馬医療福祉大学は、本協会が定める大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年7月7日付で群馬医療福祉大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める大学評価基準を満たしていると判断した。

建学の精神「仁」を基盤として、教育理念「知行合一」及び教育目標「質実剛健」、「敬愛」、「至誠」、「忠恕」を明示しており、教育基本法に基づき、学術・研究のみならず、公共の福利と地域社会に貢献する人材育成を目指すものであり、公共性を有している。

建学の精神は、「学生生活 HANDBOOK」やウェブサイト等で学内外に公表している。また、「基礎演習」、「ボランティア活動」等の必修科目、毎日の学内の清掃活動を通して建学の精神の理解、体現化を行っている。

地域・社会への貢献活動として、公開講座、「論語の学堂」、出前授業・出前講座、正課授業の開放等を実施しており、また、地方公共団体、企業及び教育機関等と連携協定を締結している。

教育目的は、建学の精神に基づき、学部、研究科ごとに定め、学則に規定し、ウェブサイト等で学内外に公表している。

卒業又は修了までに身に付けるべき知識・資質・能力等の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に含まれている。三つの方針は、組織的議論を重ね、関連付けて一体的に策定し、ウェブサイト等で公表しており、教授会、学部等の会議において、社会の要請に応えているかを適宜確認している。

自己点検・評価は、自己点検・評価・コンプライアンス委員会を中心に、全教職員が関わる体制で行われている。学習成果を焦点とするアセスメント・プランを作成し、卒業認定・学位授与の方針に沿う形で評価指標を明示し、教育の向上・充実に図っている。

学部・研究科等の卒業認定・学位授与の方針は、大学としての卒業認定・学位授与の方針を踏まえ、授与する学位分野ごとに定められている。卒業認定・学位授与の方針は、国家資格・免許につながるものであり、社会的・国際的に通用性がある。

卒業認定・学位授与の方針に対応して教育課程編成・実施の方針が定められ、教育課程は、大学設置基準に従って体系的に編成されており、教養科目と専門科目の関連も明確である。教育課程の見直しは、教学マネジメント部会を中心に定期的に行われている。

入学者受入れの方針は、学習成果に対応しており、入学前に備える必要がある能力を明記し、学生募集要項やウェブサイト等で明示している。

学習成果は一定期間内で獲得可能であり、アセスメント・プランに基づき量的・質的に

測定することが可能となっている。また、卒業率、国家試験等の合格率等を活用して測定している。

学習支援としてクラス担任制をとり、教務課等と連携して卒業までの一貫した組織的な取組みを行っている。学習成果の獲得状況を学習管理システムで、学生及びクラス担任等が確認・把握できるようにし、担任による定期的な面談、GPAに基づく学習指導を実施し学習成果の獲得につなげている。

学生の生活支援は、学生支援センターが中心となり、各キャンパスの学生課が担当している。学生生活が充実するよう学内アメニティへの配慮、通学に関する便宜を図るとともに、大学独自の奨学金制度を有している。

就職支援は、地域連携・キャリアセンターが中心となり、全ての就職希望者が就職できるまで支援を継続している。

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づいて編成され、大学設置基準を満たしている。教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っており、研究活動や研究倫理に関する規程が整備されている。事務組織は、諸規程に基づき組織され、複数の部署間で連携を図り、教職協働の体制で学生への支援を円滑に実施している。

FD・SD活動は、三つのレベル（全学的なマクロレベルの研修、学部や専攻・コースなどのミドルレベル、個人的なレベル）で定期的実施し、大学運営に関する資質や能力を向上させる仕組みを構築している。労働基準法等の労働関係法令を遵守するとともに、就業に関する諸規程を整備し、人事・労務管理を適切に行っている。

校地、校舎の面積は、大学設置基準を充足している。施設設備の管理は、諸規程に基づき、適切に行われている。火災・地震対策・防犯対策について、諸規程を整備し、消防設備点検、防災訓練等を実施している。

教育課程編成・実施の方針に基づいて学生が学習成果を獲得できるよう教務システムを導入し、学務教務情報の管理・運用、学生向け情報発信用として活用している。

財務状況について、学校法人全体で過去4年間の経常収支が支出超過となっているが、大学部門では過去5年間で収入超過となっている。

理事長は学長を兼任し、学校法人を代表し、その業務を総理し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、法令及び寄附行為・理事会運営規則等の規程に基づいて理事会を開催し、適切に運営している。

学長は、教学に関する諸問題の解決、改革においてリーダーシップを発揮している。ただし、評価の過程で、教授会の意見を聴くべき「学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与」に関する事項が教授会で審議されていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行うとともに、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べている。また、毎会計年度の監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されており、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

教育情報及び財務情報については、ウェブサイトで公表・公開されている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、大学教育の継続的な質保証を図り、大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ ミッションと教育の効果

[テーマ A ミッション]

- 建学の精神を具現化する活動として、「ボランティア活動」を必修科目に位置付け、年間を通して全学生がクラス担任と共にボランティア活動に取り組み、地域・社会へ貢献している。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 教養科目に配置されている総合的な人間力の育成を図る「基礎演習」、「総合演習」、実社会との接点を作ることをねらった「ボランティア活動」、「サービス・ラーニング」が、卒業認定・学位授与の方針の「豊かな人間性」の獲得を実質化している。

[テーマ B 学生支援]

- 成績、履修状況、出欠状況、ディプロマ・サプリメント等が書き込まれた「修学ポートフォリオ」(e-ポートフォリオ)を作成し、学生が、いつでも自身の学習状況を振り返り自己評価できるようにしている。クラス担任等、学生の指導に係わる教員も閲覧し、学習成果の獲得に向けた指導につなげている。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実を努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果(合・否)と連動するものではない。

#### 基準Ⅰ ミッションと教育の効果

[テーマ B 教育効果]

- 卒業又は修了までに身に付けるべき知識・資質・能力等の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に含まれており、学習成果はあるものの、それらの知識・資質・能力等が学部・研究科等の学習成果として表現が不十分なため、学内での共通理解を図り、学外

に周知することが望まれる。

[テーマ C 内部質保証]

- 自己点検・評価活動が学内規程の通りに行われておらず、自己点検・評価報告書も前回の認証評価時以降、学外に公表されていない。学校教育法第 109 条第 1 項に規定する教育研究等の状況に係る自己点検・評価を実施し、その結果を公表することが望まれる。

**基準Ⅱ 教育課程と学生支援**

[テーマ A 教育課程]

- シラバスの一部に、事前・事後学習時間の記載が不十分な科目、出席状況を点数化している科目、評価方法が不明確な科目など、記載の不備が散見されるため、記載内容の確認を組織的に行うなどの改善が望まれる。

**基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス**

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 教授会は、全教員が参加する「教授会・教員会」とし、併設短期大学部と常に合同で開催され、議事録も一本化されている。学則には併設短期大学と合同で開催できる旨の規定はあるが、合同教授会規程がないため、合同での開催方法や議事録の作成に関して、適切に規程を整備し、規程に沿った運営となるよう、改善が望まれる。

**(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

**基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス**

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、教授会の意見を聴くべき「学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与」に関する事項が教授会において審議されていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にとって適切な教授会運営に取り組まれない。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ ミッションと教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ ミッションと教育の効果

建学の精神「仁」を基盤として、教育理念「知行合一」及び教育目標「質実剛健」、「敬愛」、「至誠」、「忠恕」を明示している。学生には、「学生生活 HANDBOOK」等や全学年共通で開講している「基礎演習」、「総合演習」の履修、オリエンテーション時の学長講話において、教職員には、各種会議等において建学の精神を定期的に確認し、理解の深化を図っており、ウェブサイト等で学内外に公表している。

地域・社会への貢献活動として、公開講座、「論語の学堂」、出前授業・出前講座、正課授業の開放等を実施しており、また、地方公共団体、企業及び教育機関等と連携協定を締結している。また、「ボランティア活動」を必修科目に位置づけ、年間を通してクラス担任も関わりながら継続的に多様な形で取り組んでいる。

教育目的は、建学の精神に基づき、学部、研究科ごとに定め、学則に明記し、ウェブサイト等で学内外に公表している。

卒業又は修了までに身に付けるべき知識・資質・能力等の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に含まれており、学習成果はあるものの、それらの知識・資質・能力等が学部・研究科等の学習成果として表現が不十分なため、学内での共通理解を図り、学外に周知することが望まれる。

三つの方針は、組織的議論を重ね、関連付けて一体的に策定しウェブサイト等で公表しており、教授会、学部等の会議において、社会の要請に込えているかを適宜確認している。

自己点検・評価について、自己点検・評価・コンプライアンス委員会の他7つの委員会組織があり、規程を整備している。なお、自己点検・評価活動が学内規程の通りに行われておらず、自己点検・評価報告書も前回の認証評価時以降、学外に公表されていない。学校教育法第109条1項に規定する教育研究等の状況に係る自己点検・評価を実施し、その結果を公表することが望まれる。

学習成果の査定は、大学独自のアセスメント・プランを作成し、活用している。学習成果の獲得状況を測定したデータは、大学改革推進センター、IR室で点検され、「ファクトブック」としてまとめられているが、学内資料にとどまっており、学外に公開されることが望ましい。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学部・研究科等の卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神に基づき定めており、卒業認定・学位授与の方針は、国家資格・免許につながるものであり、社会的・国際的に通用性がある。

卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程・実施の方針が定められ、教育課程は体系的に編成されている。また、修得すべき単位数や年間履修できる単位の上限を設定し、単位の実質化を図っている。なお、演習科目において、1単位の授業時間数が学則の規定より多く設定されている科目があるので、改善が望まれる。また、入学時に配付する「履修の手引き」に実習の履修資格、複数資格の取得要件についての記載がない。学生が見通しを持って履修を進められるよう、明記するとともに説明することが望まれる。

シラバスにおいては、一部に事前・事後学習時間の記載が不十分な科目、出席状況を点数化している科目、評価方法が不明確な科目など、記載の不備が散見されるため、記載内容の確認を組織的に行うなどの改善が望まれる。

教養教育については、初年次教育やアカデミック・スキルを育成する「基礎演習」、「総合演習」科目のほか、総合的な人間力の育成を図りながら実社会との接点を作る「ボランティア活動」や「サービス・ラーニング」科目等を設置しており、教養科目と専門科目の関連は明確である。

入学者受入れの方針は、学習成果に対応しており、入学前に備える必要がある能力を明記し、学生募集要項やウェブサイトで明示している。

学習成果は、学士力の四つの次元で整理され、学習成果は一定期間内で獲得可能であり、アセスメント・プランに基づき量的・質的に測定することが可能となっている。また、卒業率、国家試験等の合格率等を活用して測定している。

学生の卒業後評価は、回収率に課題はあるが、教育の評価や要望を改善に向け活用している。また、地域連携・キャリアセンター職員により、卒業生を受け入れた近隣の事業所への「就職先訪問」を実施し、キャリア教育の資料としている。

学習成果の獲得に向けた学生支援としてクラス担任制をとり、教務課等と連携して卒業までの一貫した取組みを行っている。クラス担任による全学生を対象とした定期的面談のほか、GPAに基づく学習面談、「学習なんでも相談」等の支援体制も充実している。

学生への生活支援は、学生支援センターが中心となり、各キャンパスの学生課が担当している。保健室は各キャンパスに設置されている。学生生活が充実するよう学内アメニティへの配慮、通学に関する便宜を図るとともに、大学独自の奨学金制度を有している。また、学生から直接意見を聴取し、学生満足度調査結果と合わせて改善に活用している。

就職支援は、地域連携・キャリアセンターが中心となり、教職員が連携して全ての就職希望者が就職できるまで支援を継続している。資格取得に向けては、各学部・学科で継続的な支援を行っており、国家試験の合格率は全国平均より高くなっている。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づいて編成され、大学設置基準を満たしている。教員の採用・昇任は、学内諸規程に基づき適正に実施している。



専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき、研究活動を行い、科学研究費補助金等を獲得している。専任教員の研究活動は、ウェブサイトで公開されている。

事務組織は、諸規程に基づき組織され、学生の学習成果の獲得が向上するよう職員を配置し、適切に整備されている。教学面や運営面の情報全般の収集と分析に当たる IR 室のほか、教務課、学生課等が設置され、複数の部署間で連携を図り、教職協働の体制で学生への教育や学生生活への支援を円滑に実施している。

FD・SD 活動に関しては、年間を通じて三つのレベル（全学的なマクロレベルの研修、学部や専攻・コースなどのミドルレベル、個人的なレベル）で定期的実施しており、大学運営に関する資質や能力を向上させる仕組みを構築している。

労働基準法等の労働関係法令を遵守するとともに、就業に関する諸規程を整備し、人事・労務管理を適切に行っている。

校地、校舎の面積は、大学設置基準を充足している。三つのキャンパス共に玄関等はバリアフリーに対応している。教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うために必要な講義室、演習室、実験・実習室を整備し、各種資格取得に必要な機器備品も十分に整備されている。施設設備の管理は、諸規程に基づき、適切に行っている。火災・地震対策・防犯対策について、諸規程を整備し、消防設備点検、防災訓練等を実施している。

教育課程編成・実施の方針に基づいて学生が学習成果を獲得できるよう教務システムを導入し、学務教務情報の管理・運用、学生向け情報発信として活用している。

財務状況について、学校法人全体で過去 4 年間の経常収支が支出超過となっているが、大学部門では過去 5 年間で収入超過となっている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は学長を兼任しており、学校法人を代表し、その業務を総理し、リーダーシップを発揮している。理事長は、寄附行為に基づき理事会を開催し、理事会は、学校法人の業務を決し、理事長を含む理事の職務の執行を監督している。理事は、寄附行為に基づき適切に構成されている。

学長は、大学の教学面に関する諸問題について改革の指示を出し、リーダーシップを発揮している。

教授会は、全教員が参加する「教授会・教員会」とし、併設短期大学部と常に合同で開催され、議事録も一本化されている。学則には併設短期大学と合同で開催できる旨の規定はあるが、合同教授会規程がないため、合同での開催方法や議事録の作成に関して、適切に規程を整備し、規程に沿った運営となるよう、改善が望まれる。

なお、教授会の意見を聴くべき「学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与」に関する事項が教授会において審議されていないという点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、寄附行為等に基づき、適切に選任されている。監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況について監査を行うとともに、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。また、毎会計年度の監査報告書を公認会計士と連携して作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されており、寄附行為に基づき、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

教育情報及び財務情報については、ウェブサイトで公表・公開されている。